



平成21年 9月24日

各 位

アイフル株式会社
代表取締役社長 福田 吉 孝
(コード番号 8 5 1 5)
(上場取引所 東証第1部・大証第1部)
問 い 合 わ せ 先 広 報 部 長 小 宮 勝 之
TEL 03-4503-6050 (広 報 部)
03-4503-6100 (I R 室)

事業再生計画（案）の概要に関するお知らせ （事業再生ADR手続の正式申込および受理）

平成21年9月18日付「事業再生ADR手続利用の準備について」において公表しておりますとおり、当社並びに関係会社である株式会社ライフほか2社（株式会社マルトー及び株式会社シティズ）は、今後の事業再生と事業継続に向け強固な収益体質の確立および財務体質の抜本的な改善を図るため、今般、「産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続」（以下「事業再生ADR手続」といいます。）による事業再生を目指して準備を進めておりましたところ、本日、事業再生ADR手続の正式申込を行い、事業再生実務家協会より正式受理をいただきましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社が事業再生ADR手続の正式申込を検討するに至った経緯

（1）経営環境悪化に至る経緯

当社グループは、店舗数の拡大、自動契約受付機の導入、積極的なCM展開等の営業戦略と、信販会社である株式会社ライフ（以下「ライフ」といいます。）の買収等の事業多角化により、長期にわたって高い成長を続けたことでトップクラスの消費者金融会社になり、資産規模を拡大させるとともに、資金調達額についても増加させてまいりました。

これに対し、当社グループは、金融機関様からの借入れ、社債発行、営業貸付金債権の流動化などの多様な手法により、短期・長期の資金調達を行ってまいりましたが、①平成18年の最高裁判決を契機として増大した利息返還請求による資金負担増、②同年4月14日付で当社に対してなされた金融庁による行政処分の影響、③平成20年度以降のサブプライムローン問題やいわゆるリーマンショック等を契機とした近年の急激な資金調達市場の悪化等を要因として、当社の資金調達力は弱体化し、このままでは当社グループが有する資産規模を維持するだけの資金調達が困難な状況に至るおそれがございます。

加えて、改正貸金業法が平成22年6月18日までに完全施行され、いわゆる総量規制が開始されるに至りますと、消費者金融事業の市場自体が縮小し、当社グループの経営環境は一層厳しさを増すことが予想されます。

(2) 事業再生ADR手続の申請

こうした厳しい経営環境に対応すべく、当社グループは平成19年3月に11,098名中644名の希望退職による人員削減、店舗の統廃合による780名の人員削減、平成20年9月から12月にかけてライフキャッシュプラザ全店（41店舗）の廃店およびそれに伴う79名の人員削減、平成21年6月のコンタクトセンター福岡廃止に伴う97名の人員削減等の構造改革施策を実施してまいりました。しかしながら、現在の窮境を打開するためには、組織および事業をできる限り集約化して、中核事業に経営資源を集中するための更なる抜本的な構造改革を実施することが不可欠な状況にあります。

このような中、当社グループは、対象債権者である金融機関各位より弁済スケジュールの変更を内容とする金融支援のご協力を賜るとともに、抜本的な構造改革を実施し、改正貸金業法の完全施行に備えた組織体制を構築することが不可欠であるとの判断に至り、事業再生ADR手続の正式申込を行うに至った次第であります。

2. 事業再構築の基本方針

当社グループでは、厳しい資金調達状況や改正貸金業法の完全施行等、消費者金融事業を取り巻く困難な事業環境を踏まえ、現状の資金調達能力に見合った水準まで資産規模の圧縮を進めるとともに、グループの事業分野を、消費者金融事業についてはアイフルに、信販事業についてはライフに経営資源を集約する方針です。これにより、消費者金融事業については、アイフルブランドの知名度を活かしつつ強化を図る一方、信販事業についてはライフブランドを全面に出した事業展開を図る予定です。

また、これらの事業分野の集約、営業資産・事業規模の縮小に対応したコスト構造を実現するための経営合理化策として、以下の通り、当社グループ全体での営業店舗・コンタクトセンター、スタッフ部門の統廃合や、希望退職者の募集等による人員削減を行う方針です。

(1) 営業店舗ネットワークの統廃合

資産・事業規模の縮小に見合ったコスト構造を実現するため、当社グループ各社において営業店舗の統廃合を実施します。まず、アイフルの店舗については、有人店を現在の96店舗を30店舗程度に削減、無人店についても現在の837店舗を650店舗程度に削減する等、店舗維持コストの低減を図ります。

ライフについても同様に、現在11店舗の支店を全廃、ライフカード店についても15店舗を2店舗に削減する等、店舗維持コストの低減を図ってまいります。

(2) コンタクトセンター及び債権管理・回収部門の統廃合

コンタクトセンター体制の効率化として、まず、アイフルのコンタクトセンターにおいては、現在、コンタクトセンター西日本（滋賀県草津市）とコンタクトセンター東日本（東京都多摩市）に分散しているインバウンド機能を、コンタクトセンター西日本に統合します。同様にライフの顧客センターについても今後、統廃合を行う予定です。

また、債権管理・回収部門についても、現在は当社グループ各社毎、東西エリア毎に分散している機能・拠点について、整理・統廃合を行ってまいります。

(3) 本社機能・間接部門の統廃合

当社グループ各社において、本社機能・間接部門の統廃合（スタッフ部門の削減）を行うとともに、グループ会社間で重複・分散している本社機能・間接部門の統廃合も合わせて実施し、グループ全体での間接部門の大幅な人員削減を行い、直間比率を改善する方針です。

3. 金融支援の依頼

今回の事業再生計画（案）においては、上記2. の事業再構築を実施するとともに、金融機関各位に対して金融支援を要請させて頂くこととなっております。現時点における事業再生計画案で金融機関各位に要請させていただく金融支援の内容は、事業再生ADR手続の正式申込をした後、一定期間、金融債権者様に対し、借入金債務の元本の残高維持をお願いし、その後については、同債権者様に対する借入金債務の弁済スケジュールの変更をお願いする予定といたしております（借入金債務の免除や、株式化（デット・エクイティ・スワップ）を要請することは、現時点では想定しておりません）。

以上が、事業再生計画（案）の概要ですが、今般、当社グループが抱える問題を解決するために事業再生ADR手続を選択した最大の理由は、当社グループをご利用のお客様へのサービス提供の継続を確保することができる点であります。すなわち、当社の事業再生計画（案）は、取引先金融機関の支援を得て返済条件の緩和をお願いするものであり、当社グループをご利用の資金需要者の皆様や、クレジットカードをご利用のお客様・加盟店様とのお取引条件に影響を与えるものではございません。

この事業再生ADR手続を選択することにより、当社グループの事業価値を無為に損ねることなく、他の方法との比較においても、金融債権者の皆様方におかけするご迷惑をできる限り小さなものとする事が可能であると確信しております。

未曾有の金融危機から我が国の金融市場・金融システムも落ち着きを取り戻しつつある現在、当社グループが抱える問題が社会的に大きな影響を与える形で顕在化することは避けねばならず、それ故に、今般、事業再生ADR手続を利用するという決断に至った次第です。関係者の皆様にはご迷惑・ご心配をおかけいたしますが、当社グループの事業再生にご理解・ご協力を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

なお、事業再生ADR手続のスケジュールは、現在のところ以下の通りです。

平成21年10月 8日	第1回債権者会議（事業再生計画案の概要説明等）
平成21年11月下旬（予定）	第2回債権者会議（事業再生計画案の協議）
平成21年12月下旬（予定）	第3回債権者会議（事業再生計画案の決議）

以 上